

感染症による出席停止の取り扱いについて

宮崎北高等学校長

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザに係る出席停止の期間及び申請等については下記のとおりとします。

1 本人が罹患した場合

◇新型コロナウイルス感染症陽性の場合 ●は出席停止日

発症日 (判明日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目 ●朝軽快	6日目 登校可	
●	●	●	●	●	●朝軽快	●朝軽快	7日目 登校可
	●	●	●	●	●	●朝軽快	

※発症後 5日を経過し、かつ、症状軽快から 24時間経過するまで外出を控えることを推奨

※10日間が経過するまではマスクの着用や、重症リスクの高い方との接触を控えることを推奨

※6日以上症状が続く場合は学校にお問い合わせください。

◇インフルエンザ陽性の場合 ●は出席停止日

※インフルエンザの場合は5日間の自宅療養に加え、解熱が条件となります。

解熱した後に再度発熱した場合は、最後の発熱日で判断となります。

発症日 (発熱日)	1日目	2日目	3日目 ●解熱	4日目	5日目 ●解熱	6日目 登校可		
●	●	●	●解熱	●	●解熱 1日目	●解熱 2日目	7日目 登校可	
	●	●	●	●解熱	●解熱 1日目	●解熱 2日目	8日目 登校可	

2 本人が発熱した場合の対応について

◇新型コロナウイルス感染症が疑われる場合

病院診断もしくは抗原検査、PCR検査の結果が判明するまでは出席停止として取り扱います。

◇インフルエンザ罹患のみが疑われる場合

すみやかに病院受診をし、診断までは出席停止として取り扱います。

陰性の場合は翌日から欠席扱いとなります。

3 家族が罹患した場合

◇新型コロナウイルス感染症の場合

濃厚接触者として外出自粛は求められず、登校が可能なことから、欠席扱いとなります。

◇インフルエンザの場合

濃厚接触者という取り扱いはありませんので、欠席扱いとなります。

4 家族が発熱した場合の対応について

◇新型コロナウイルス感染症が疑われる場合

欠席として取り扱います。

◇インフルエンザ罹患のみが疑われる場合

欠席として取り扱います。

5 新型コロナウイルス感染症罹患に対する不安がある場合の対応について

◇本人に基礎疾患がある等、状況を考慮して校長が判断します。

6 出席停止として取り扱う場合の申請等について

◇新型コロナウイルス感染症罹患、疑い、不安の場合

学校に連絡の上、原則として学校指定の申請書を提出してください。

◇インフルエンザ罹患の場合

原則として、お薬の説明書またはお薬手帳等のコピーを提出してください。